

2015.8.3

CSR・ERM トピックス <2015 No.4>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2015 年 6 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<労働慣行・労働安全衛生>

○テルモなど 14 社が、「KENKO 企業会」の設立を発表

（参考情報：2015 年 6 月 22 日付 テルモ株式会社 HP）

テルモなど社員の健康増進に取り組む 14 社が 6 月 22 日、「KENKO 企業会」を設立したことを発表した。

本取組は、会員企業*がボランティアベースで集い、健康管理プログラム、ノウハウ等を共有し、会員企業の取組を相互にベンチマークとすることで健康経営のレベルアップを図るもの。具体的なテーマとしては、「歩く」「運動」「食事」「禁煙」「BMI」「血圧」「血糖」「受診率」などを検討しているという。

今後は、会員企業社員 12 万人（その家族を含めると 30 万人）を対象に実施される取組の結果を集約・検証し、より効率的な手法の開発や施策の改良・改善を図るとしている。また、本取組は会員企業間の交流にとどまらず、会員企業以外にも情報提供を行い、会員の輪を広げる方針としている。

* KENKO 企業会設立メンバー（五十音順）

株式会社 ABC Cooking Studio
株式会社 NTT ドコモ
オムロン ヘルスケア株式会社
協和発酵キリン株式会社
株式会社グリーンハウス
第一生命保険株式会社
大日本印刷株式会社

株式会社タニタ
帝人株式会社
テルモ株式会社（幹事社）
株式会社ニトリホールディングス
株式会社三越伊勢丹ホールディングス
株式会社 LIXIL グループ
株式会社ルネサンス

<コーポレートガバナンス>

○コーポレートガバナンスの強化をうたった「日本再興戦略」改訂版が閣議決定

（参考情報：2015 年 6 月 30 日付 首相官邸 HP）

日本経済再生本部*は 6 月 30 日、『日本再興戦略』改訂 2015—未来への投資・生産性革命—が閣議決定されたことを発表した。

本改訂の基本的な考え方である「未来投資による生産性革命」、「ローカル・アベノミクスの推進」等の観点から議論された代表的な施策については、以下のように整理されている。

1. 未来投資による生産性革命
 - (1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を促す
 - i. 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化
 - ii. イノベーション・ベンチャーの創出
 - iii. アジアをはじめとする成長市場への挑戦
 - (2) 新時代への挑戦を加速する
 - (3) 個人の潜在力の徹底的な磨き上げ
2. ローカル・アベノミクスの推進
 - (1) 中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化
 - (2) サービス産業の活性化・生産性の向上
 - (3) 農林水産業・医療・介護、観光産業の基幹産業化
 - (4) 自治体に求められる新たな役割

上記 1. (1) で掲げる『「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化』という方針を踏まえて、取締役の経営監督機能の実効性を高めるため取締役が執行側に決定を委任できる業務範囲を明確化すること、取締役のリスクテイクを促すため役員賠償責任保険の全額企業負担を認めることなど、本年夏までに会社法の解釈指針を作成する予定となっている。また、企業と投資家の建設的な対話を促進するため、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則それぞれが定める情報開示ルールを見直し、総合的な開示の在り方についても本年度中に結論を出すこととなっている。

* 日本経済生産本部

円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔との位置づけで、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官およびその他すべての国務大臣等を構成員として内閣に設置される会議体。

<情報セキュリティ>

○情報処理推進機構(IPA)が、「企業におけるサイバーリスク管理の実態調査 2015」を発表

(参考情報：2015 年 6 月 30 日付 情報処理推進機構 HP)

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) は 6 月 30 日、「企業におけるサイバーリスク管理の実態調査 2015」(以下「本報告書」という)を公表した。

調査は国内企業の経営者、リスク管理責任者、IT 担当責任者約 1,800 名を対象に実施され、本報告書には、サイバー攻撃に関するリスク意識等について調査結果が示されている。

本報告書の概要は以下のとおり。

- ・ 情報セキュリティリスクについては「外部からの攻撃に起因する情報漏洩やシステムの悪用等」を最も重大なリスクと回答した企業が 41.7%と最多
- ・ 「情報セキュリティに関する事故(サイバー攻撃を含む)にあう可能性はある」と回答した企業は全体の約半数
- ・ 全体の約 15%が何らかの情報セキュリティに関する事故を経験
- ・ 情報セキュリティ対策の充実予定については、「現状維持」との回答が全体の半数以上(57.5%)

また、本報告書では、日本国内におけるサイバー攻撃に関する保険の認知率が 28.2%と、低い割合であることが示された。

海外トピックス：2015 年 5～6 月に公開された海外の CSR・ERM に関する主な動向をご紹介します。

<持続可能性>

○国際標準化機構が贈収賄防止に関する新規格 ISO37001 の開発状況を公表

(参考情報：2015 年 5 月 27 日付 国際標準化機構 HP)

国際標準化機構（International Organization for Standardization 以下、ISO）は 5 月 27 日、企業等の贈収賄防止のためのマネジメントシステムに関する新規格の開発状況を公表した。本規格は、多くの国において贈収賄防止に関する法律が制定されているにも関わらず、入札や契約の履行に関して依然として贈収賄行為が行われている実態があるとの懸念から、開発が進められているもの。贈収賄防止に係る以下の事項に関して規格化され、具体的な取組のガイダンスも含まれる予定。

- ・ 贈収賄防止に関する方針の確立及び周知
- ・ 経営層の責任に関する会社及び経営層のコミットメントの確保
- ・ 贈収賄防止に関する責任者及び役割の明確化
- ・ 役職員への周知徹底
- ・ 贈収賄リスクの定期的アセスメント及びプロジェクト・取引関係者に関するデューデリジェンスの実施
- ・ 役職員に関する贈収賄に関する調査及び防止プログラムの導入
- ・ 贈答・寄付等の制限
- ・ 取引先への贈収賄防止に関する誓約の要求
- ・ 贈収賄リスクを低減させるための会計管理対策の導入
- ・ 贈収賄リスクを低減させるための調達及びその他の非会計業務に関する対策の導入
- ・ 内部通報制度の確立
- ・ 贈収賄実施者や疑わしき者に対する調査・処分に関するプロセスの整備 等

本規格は、企業や団体が自主的に第三者機関の審査を受けて認証を得る仕組み。現在は ISO 内の委員会において、規格原案の検討が行われており、2016 年度中に新規格が制定される予定。

<水問題>

○マイクロソフトが、ゲーミフィケーションを活用した水問題解決を支援するアプリを開発

(参考情報：2015 年 6 月 1 日付 ONE DROP HP)

マイクロソフトは、世界的な水問題への意識向上とその解決に取り組んでいる国際 NPO 法人 ONE DROP の活動を支援するため、ゲーミフィケーション（gamification）を活用したアプリ「The ONE DROP of Life」を開発した。

ゲーミフィケーションとは、問題の解決や啓発活動等のため、ゲームの持つ楽しさや理解しやすいといった特性をゲーム以外の領域に活用する手法をいい、2010 年頃からアメリカを中心に注目を集めている。

同社の開発したアプリは、「落下していく綺麗な水滴を有害な廃棄物に触れないように操り、ゴールにある植物に無事届ける」ことを目指すゲームアプリで、若者からお年寄りまで幅広いユーザーがゲームを楽しみながら水問題への関心を高めることを狙いとしている。各種スマートフォン、タブレット等で、無料でダウンロードが可能。「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマにイタリアで開催されているミラノ国際博覧会（EXPO Milano 2015）での発表後、同アプリのダウンロード数は 10 万件を突破している。

<持続可能性>

○国連グローバルコンパクトが、企業の持続可能性取組を促すための新しいオフィシャルウェブサイトを開

(参考情報：2015年6月22日付 国連グローバルコンパクト HP)

国連グローバルコンパクト（以下、国連 GC）は6月22日、新しいオフィシャルウェブサイトを公開した。

新ウェブサイトでは、企業の持続可能性に関わる様々なテーマ（人権、サプライチェーンマネジメント、地球温暖化問題等）に関連した世界各地で開催されるフォーラムやシンポジウム、展示会等を容易に調べることができるようになった他、12,000社を超える国連 GC 加盟企業を業種・地域別に検索したり、各地の GC ローカルネットワークを検索することが可能となった。加えて、400種に及ぶ様々な手引き、映像資料、概念図、会議報告書等が閲覧可能なライブラリーが新設された。

また、先進的な取組を実施している企業が自社の事例を同ウェブサイトに投稿し、他の企業が検索・参照できる仕組みを導入したことで、企業同士の情報交流・対話の機能が充実した。

Q&A：CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「当社では個人情報保護法に基づいて個人情報の管理を実施していますが、マイナンバー制度の導入に伴って取得する従業員等のマイナンバーについて、異なる管理が必要となるのでしょうか？企業においてマイナンバーを取り扱う際の留意点を教えてください。」

Answer

1. マイナンバー制度上の民間事業者の役割

マイナンバー制度上、民間事業者は「個人番号関係事務実施者」として、従業員等の個人番号を記載した社会保障・税に関する書類（支払調書、源泉徴収票、社会保険の被保険者資格届など）を行政機関等の「個人番号利用事務実施者」に提出する役割を負っており、個人番号関係事務を実施するための個人番号・特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱うことになります。

2. 番号法と個人情報保護法の関係

個人番号は「日本に住民票を持つ全員に付与される」ことに加え、「他人と重複しない唯一無二の番号」でもあることから、漏えいし、悪用された場合、個人番号を利用したデータマッチングが行われ、プライバシー等、個人の権利・利益に対する甚大な被害を招く可能性があります。そのため、番号法では個人番号・特定個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法よりも厳しい規制を設けています。また、個人情報保護法上では罰則がなかった行為について罰則規定を設ける、両罰規定を導入するなど、罰則も強化されています。

なお、番号法は、個人情報保護法の特別法であり、個人番号・特定個人情報の取り扱いについての特例を定めた法律です。企業が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合、番号法に定めがない部分については個人情報保護法が適用されます。そのため、個人番号・特定個人情報の取り扱いに際しては、個人情報保護法と番号法の両方をふまえて対応する必要があります。

個人情報保護法と番号法の主な相違点は、下表のとおりです。

		個人情報保護法	番号法
適用対象となる事業者		取り扱う個人情報が過去6ヶ月以内において5000を超える事業者	ほぼすべての事業者
利用	利用範囲	制限なし (企業側で設定した利用目的により制限)	厳しく制限されている (法定の利用範囲内)
	目的外利用	ある程度可能 (事前に本人が同意した場合等)	厳しく制限されている (事前の本人同意があっても不可)
	データベースの作成	制限なし	厳しく制限されている
提供	第三者提供	ある程度可能	厳しく制限されている
	事前に本人の同意があった場合	可能	不可 (個人情報保護法の適用除外規定あり)
	オプトアウト方式	可能	不可 (個人情報保護法の適用除外規定あり)
	共同利用	可能	不可 (個人情報保護法の適用除外規定あり)
収集・保管		企業側で設定した利用目的により制限される	厳しく制限されている (「提供」が認められている場合のみ)
行政・第三者機関の監督権限		立入検査権なし	立入検査権あり

3. 個人番号と特定個人情報のライフサイクルの各段階における留意点

個人番号・特定個人情報の取り扱い・管理の検討にあたっては、取得から廃棄までのライフサイクルの各段階において対応事項を整理することが有効です。そこで、以下では、ライフサイクルの各段階における番号法上の留意点と、企業における対応のポイントを概説します。

(1) 取得

番号法で認められている場合を除き、個人番号を取得することは禁じられています。

また、個人番号を取得する際には、本人確認を実施する必要があります。本人確認においては、なりすましを防止するために、番号確認のみならず身元（実在）確認も併せて実施することが必要です。

<企業における対応のポイント>

企業は、2016年1月の制度開始、ひいては2015年10月の個人番号通知開始にむけて、「どの業務において個人番号の取り扱いが必要となるか」「誰の個人番号を取得する必要があるか」「本人確認はどのように実施するか」など、個人番号取得の社内フローに沿って、社内事務上の留意点を整理しておく必要があります。

(2) 利用

個人情報保護法上の個人情報取扱事業者である場合、個人情報保護法の規定に基づき、特定個人情報の利用目的を特定し、通知または公表する必要があります。

一方、個人番号は番号法により利用範囲が厳格に制限されているため、企業における利用目的も法定の範囲内で定めなければなりません。具体的には、社会保障や税に関する書類を作成し届出をすることが利用目的にあたります。

<企業における対応のポイント>

企業は、特定個人情報の利用目的をどのように通知・公表するかを検討する必要があります。具体的な方法としては、書面の掲示や社内ネットワークで通知するなどの方法が挙げられます。個人情報保護法上の個人情報の利用目的と同様の方法で通知・公表することも一つの方法です。

また、個人番号・特定個人情報の利用にあたっては、「利用目的を超えて特定個人情報を利用できない」「個人番号利用事務等の実施のために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはいけない」といった注意点があります。これらの注意点を、個人番号を取り扱う事務に携わる従業員（事務取扱担当者）に周知・徹底しておくことも重要です。

(3) 保管

番号法で認められている場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る）を収集・保管することは原則禁止されています。

また、保管している特定個人情報については、漏えい、滅失、毀損を防止するために、安全管理措置を講じなければなりません。安全管理措置の具体的な内容について、番号法に詳しい規定はありませんが、特定個人情報は個人情報保護法上の個人情報に該当するため、番号法とそのガイドラインに加えて、個人情報保護法等の関連法令・主務大臣のガイドライン等を遵守する必要があります。

<企業における対応のポイント>

企業においては、社会保障や税に関する書類を作成・提出するために必要な場面以外では、特定個人情報を持っているだけで違法となります。不要な特定個人情報を収集・保管してしまわないよう、従業員へ周知・教育しておく必要があります。

また、「(5) 廃棄」にて後述するとおり、個人番号・特定個人情報は廃棄・削除することが前提となるため、廃棄・削除を意識した保管方法（保存年限ごとにファイリングし、保存年限を明記しておくなど）を検討しておくことが得策です。

(4) 提供・委託

番号法で認められている場合を除き、特定個人情報を第三者に提供することは禁止されています。なお、「提供」とは法的な人格を超えた特定個人情報の移動を意味します。

個人情報保護法では本人の事前の同意のもとでの第三者提供、オプトアウト方式による第三者提供、共同利用が可能でしたが、番号法においては同規定が適用除外となっているため、認められません。

なお、番号法上、個人番号利用事務等を委託することは可能ですが、①再委託以降のすべての委託について、最初の委託者の許諾を得ることが要件となっていること、②委託者は直接の委託先に「必要かつ適切な監督」を行う義務のみならず、再委託以降の委託先についても間接的な監督義務を負うこと、の2点に注意が必要です。

<企業における対応のポイント>

まず、自社の個人番号関係事務の実施フローの中で、どの部分を委託することになるか明確化する必要があります。特に、グループ会社内の人事情報を一括管理している場合など、従来は共同利用として扱われていたものが番号法上の委託に該当する場合があるため注意が必要です。

また、委託先に対して、①委託先選定時、②契約締結時、③業務委託中の3つの段階のそれぞれにおいて、どのように「必要かつ適切な監督」を実施するか整理しておくことが重要です。場合によっては委託契約書の内容を変更したり、委託先監査のためのチェックシートなどを整備しておく必要があります。

(5) 廃棄

番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合、個人番号を速やかに廃棄または削除しなくてはなりません。なお、個人番号が記載された書類等が所管法令により一定期間の保存が義務付けられている場合、当該個人番号については、その期間経過後に速やかに廃棄または削除することとなります。

また、廃棄・削除記録の保存が求められている点にも注意が必要です。

<企業における対応のポイント>

個人情報保護法においては、個人情報の削除・廃棄は義務とされていなかったため、削除・廃棄のプロセスが整理されていない企業も多いと思われます。そのような企業においては、保存年限が経過した特定個人情報を廃棄・削除するタイミングや廃棄・削除の記録方法などを検討し、個人番号・特定個人情報を適時に削除・廃棄するための仕組みを構築する必要があります。

4. おわりに

個人番号・特定個人情報の取り扱い・管理はマイナンバー制度開始初年度のみならず、継続的に実施していくものです。個人情報・特定個人情報の取り扱い・管理の仕組みを構築する際には、番号法の規定を遵守することはもちろん、実務上その仕組みを無理なく運用できるかを意識する必要があります。

個人情報保護法に則った情報管理が実施されていれば、一定レベルの管理態勢は整備されているといえます。マイナンバー制度対応においては、個人情報保護法と番号法の違いを理解したうえで、現状の情報管理態勢を活かした仕組みを整備することをお勧めします。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社的リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2015